

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について



The Knights

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が6月18日に施行・公布されました。

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に新たに位置付ける廃棄物処理施設整備計画の対象となる廃棄物処理施設整備事業の内容を定めるものです。

改正の内容

- (1) 地方公共団体が行う廃棄物の処理施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の整備に関する事業。
 - (2) 廃棄物処理センターが行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業
 - (3) 広域臨海環境整備センターが行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業
 - (4) 日本環境安全事業株式会社が行うポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に関する事業
 - (5) PFI 選定事業者が行う廃棄物の処理施設(公共下水道及び流域下水道を除く。)の整備に関する事業
 - (6) 上記の各事業に附帯する事業であって、各事業と一体となってその効果を増大させるもの
- また、全国各地で不法投棄され、放置されたままの産業廃棄物の原状回復を促進する新法「特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法(産廃特措法)案」と未遂罪の創設など不法投棄の未然防止を図る廃棄物処置法案改正が6月11日、参院本会議で可決、成立した。

産廃特措法は、12年度までの10年間の時限立法で、不法投棄された産廃の撤去事業の「国民の健康保護と生活環境保全のために実施する」と位置づけられた。これまで98年6月以前に不法投棄された産廃の撤去費用に対する国の補助率は1/3だったが、新法では、有害性の可能性が高い廃棄物については補助率を1/2に上げられます。

環境省は「財政上の問題から撤去が遅れているケースが多い。この10年で集中して負の遺産を一掃したい」と説明しています。

廃棄物処理法改正案では、不法投棄や不法焼却の未遂罪を創設したほか、都道府県の調査権限を強化し、不法投棄問題の広域化に迅速に対応するため国も立ち入り検査できるようにした。業者が大量のごみを野積みしたまま調査を拒むことも多いため、「廃棄物の疑い」があれば自治体が立ち入り検査できるようにした。

資料:2003年6月12日付 環境省報道発表資料

2003年6月11日付 毎日新聞

分離分析課 豎山 由美

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

